

郷学「いじめ防止基本方針」

学校法人銀河学院
ぎんがの郷小学校

1 本方針策定の目的

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもたちは温かい人間関係の中で自己実現を目指してのびのびと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなる。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるばかりでなく、将来に向けた希望を失わせる等、深刻な影響を与えるものである。本校が、夢と文化を育む“児童の郷”としてあるためには、学校全体で、組織的かつ日常的に、いじめ防止及び早期発見に努める必要がある。また、いじめ問題を把握した場合には、迅速に対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

そのため、平成25年6月28日公布された「いじめ防止対策推進法（以下「法」と呼ぶ）」第十三条に基づき、本方針を策定するものとする。

【いじめ防止対策推進法】

（学校いじめ防止基本方針）

第十三条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 いじめの定義と防止のための基本方針

法第二条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている」ものをいう。

そこで、いじめを防止するための基本となる方針を次のとおり定める。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの子どもにも起こる可能性があるもっとも身近で深刻な人権侵害案件であるという認識の下で取り組む。
- (2) いじめを防止するためには、特定の子どもや特定の職員だけの問題とせず、広く学校全体で組織的かつ日常的に取り組む。

3 いじめ防止対策

（1）組織

- ①日常的の未然防止及び早期発見に係る対応は主として「健康安全部」が司る。
- ②重大事態の発生が報告・確認された場合は緊急対応として「いじめ防止緊急対策委員会」を組織する。

【いじめ防止緊急対策委員】

校長・教頭

総務部長・教務部長・健康安全部長・学年部長・養護教諭・当該児童担任

なお、ここでいう「重大事態」とは、法第二十八条で明記されている次のような事態をさす。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 未然防止・早期発見に係る対応

【未然防止のために】

- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを推進する。
- ・児童の自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- ・道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動の推進を通して、命の大切さ、思いやりの心を育む。
- ・情報モラル教育を通して、インターネットの正しい使い方とマナーについての指導を徹底する。
- ・いじめ防止に係る教育活動の年間指導計画一覧表を作成するとともに、必要に応じて改善を図る。

【いじめ早期発見のために】

- ・児童アンケートを通して、現状についての情報収集を図る。
- ・教育相談の場を設定する。
- ・児童対象とした外部相談機関を紹介する（「いじめ110番」等）。

【児童間トラブルに対する措置】

- ・児童間トラブル発生の場合、管理職への報告・連絡・相談を行うとともに、いじめかどうかの調査・判別を行う。
- ・学年部の連携により、迅速な初期対応を図る。

【職員研修】

- ・校内研修において、児童理解についての研修や実践交流を定期的に実施することで、教職員の資質向上を図る。

(3) 重大事態への対応

- ①重大事態が生じた場合は、直ちに「いじめ防止緊急対策委員」を召集し、以下の「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- ②事実に関する調査を実施する場合、必要に応じ、関係諸機関や専門家との連携を図る。
- ③調査結果は、速やかに被害児童、保護者に対し情報提供する。

【重大事態への対応フロー図】

